

年頭ご挨拶

我が国の果樹産業の発展にむけて

公益財団法人中央果実協会 理事長 村上 秀徳



バランスの良い食事で
免疫力 UP! 毎日果
物 200g食べましょう。

・年頭ご挨拶

p1

・年頭所感

p2

果樹を巡る動き

・令和4年度果樹支援対
策予算概算決定及び令和
3年度補正予算の概要につ
いて

p3

中央果実協会からのお知らせ

・果実の出荷規格等に関
する調査報告書

p6

業務日誌、人事異動

p8

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

近年、地球温暖化の影響と思われる自然災害が多発しております。昨年も例外ではなく年明けの東北、北陸地方でのリンゴ等の雪害、春先の東北、関東での凍霜害、降雹害などが広く見られました。協会としてもこのような自然災害の被害に対する支援を農林水産省と協力して推進しております。

栽培面積についてみますと長年の傾向の通り減少が続いております。生産数量は卸売数量で見ると減少傾向が続いておりますが、価格の方は上昇傾向で推移しております。生産者の皆さんの品質を高め高価格を実現するという姿が昨年も現れております。これは国内市場が縮小する中で付加価値を高め全体としての売り上げを維持拡大するという食品関連産業全体の戦略に沿うものです。

他方、加工用の利用も増えてきていることにも注目に値します。他の農産物に比べて果物の加工利用のむずかしさはありますが、加工向けの出荷は柑橘類において顕著であり、新しい需要先の開拓と言う意味で非常に重要だと思います。前号のニュースレターの記事にありますようにゆずなど加工用の栽培を行っている産地もあります。季節的に地場の果物をパンメーカーが原材料として利用するような例もあります。また、加工利用の促進は輸出市場の確保と言う意味でも重要だと思います。生果の輸出もさらに拡大することが期待されますが、調味料を中心に加工品の輸出増に中長期的な将来性があると思います。

さらに、加工需要の開拓はまた収穫出荷時におけるロスを削減する意味でいわゆるSDGsの観点からも今後も取り組みを強化する必要のある分野だと思います。

消費の面を見てみますと相変わらず消費者の果物離れは解消しておりません。これも前号のニュースレターで紹介されていますが、当協会が行った消費者アンケートによりますと果物を買わない理由の第一は価格が高いこと、そして第二の他に食べたいものがあるに続いて三番目に「一度に食べられない」ということが挙げられています。このアンケート結果は我々果樹産業の対応の方向性を示していると思います。高付加価値の追求と併せて、買い求めやすさ、食べやすさ、簡便性という消費者ニーズへの対応も非常に重要だと思います。シャインマスカットの販売が大きく伸びているのはこの食べやすさという事が大きく寄与していると思います。単身世帯の増加に対応して、提供単位を小さくすることも求められます。この辺は、流通、小売りとの連携が欠かせません。

このような消費者のニーズに応え国内需要の拡大と輸出の拡大を図る上において生産基盤の強化が重要である事は言うまでもございません。急傾斜地の果樹園が労働力不足、担い手の高齢化によって放棄されていくのはやむを得ない面がございます。他方で緩傾斜地園地の整備、耕作放棄地の新規開園、転作水田の活用が重要な課題です。各地で耕作放棄地の果樹園への転換などの努力も見られます。いずれにしても園地の整備、機械化、省力化の推進がますます重要であります。

これらの生産者の努力を本協会は引き続き支援して参ります。予算額の確保と併せて現場のニーズに応えるべく最大限の努力を致します。

コロナが蔓延しはじめてから2年になります。今年がこのコロナ禍を克服し新しい時代が開ける最初の年になることを祈念しております。

年 頭 所 感

農林水産省農産局 果樹・茶グループ長 橋本 陽子



新年あけましておめでとうございます。

農林水産省で果樹振興業務を担当しております果樹・茶グループ長の橋本でございます。

全国の果実関係者の皆様方には、日頃より農林水産政策の推進にご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りし心より感謝申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。同感染症については、未だ予断を許さない状況ではありますが、一日も早く平常時に戻ることを心よりお祈り申し上げます。

果樹を担当することとなってから、新しい果樹の品種の果実を食べる機会が増えました。果樹の分野ではかんきつ、りんご、ぶどう、もも、かき等各地で特色のある品種や美味しさに拘ったブランド品が生まれており、味、香り、食感のいずれも素晴らしいものです。これまで、「うんしゅうみかん」であれば品種には拘らず、りんごであれば「ふじ」を定番と思い込んでいたことをもったいなく思うとともに、反省しています。美味しい果物を消費者に届けてくれている産地をはじめ関係者の皆様のご尽力に、改めて敬意を表する次第です。

今年は、さらに色々な美味しい国産果実をたくさん食べたいと思っています。

しかしながら、日本の果実は、現在、その供給量の不足から国内外の需要に応えることができなくなってきました。産地の皆さんとお話しますと、そのような実感が無いのご意見もいただきますが、事実、流通関係者からは、輸出先からもっと欲しいと求められるのに、品物が集まらないとのお声をいただいています。国内の小売店からも、近年、国産果実の供給が不安定で仕入れ単価が大きく上昇しつつあり、庶民の手の届かない商品になりつつあることを心配する声もいただいています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、令和2年4月に新たな「果樹農業振興基本方針」を公表いたしました。基本的な考え方として、「供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換する」としています。

この方針では、果樹の生産基盤強化のため、

- ①省力樹形等の導入による労働生産性の抜本的向上
 - ②園地・樹体等を含めた次世代への円滑な経営継承
 - ③苗木・花粉等の生産資材の安定供給体制の整備
- 等を推進することとしています。

さらに果実の市場拡大に向けた取組も重要です。

食の外部化・簡便化等に伴う消費者ニーズの多様化・高度化に対応し、「より美味しく、より食べやすく、より付加価

値の高い」果実及び果実加工品の供給拡大を推進するとともに、輸出拡大に向けた生産力の増強と輸出先国・地域の規制や条件に対応するための環境整備等を推進することとしています。

このような中、令和4年度予算において果樹振興に対する支援としては、果樹農業生産力増強総合対策を対前年同額(51億円)で確保しました。

本事業では、優良品目・品種への改植・新植や未収益期間の管理経費支援、優良品目・品種の園地における園内道やモノレール、防風ネット等災害対応設備導入など、果樹生産体制の整備に対する幅広い支援を行うこととしています。

また、昨年11月に成立した補正予算においても果樹振興対策支援を措置しました。具体的には、産地生産基盤パワーアップ事業において、①収益力強化に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、生産資材の導入、集出荷施設の整備等といった従来からの支援を継続することに加え、②先導的な農業者の優良品目・品種、省力樹形への改植・新植、優良品目・品種の園地における園内道やモノレール、防風ネット等災害対応設備導入等を支援する新たなメニューを拡充しております。

果樹産地で高まっている改植等への要望に対しては、これら令和4年度予算と令和3年度補正予算を一体的に活用することで、しっかりと応えてまいります。

昨年は春先の凍霜害や雹害の影響もあり、生産量が大きく低下した品目もありました。先にご紹介いたしました支援対策の中で、霜の被害の軽減に効果のある防霜ファンやかん水設備の設置、雹害の軽減に効果のある防風ネット(多目的防災網)の導入も対象としておりますので、産地の皆様にはこれらの支援を効果的にご活用いただきたいと考えています。近年の温暖化の影響もあり、極端な気候推移や気象現象が多発していることは皆様もご承知のとおりです。皆様の経営の安定のためには、このようなリスクに対し、自ら備えるという意識を高めていただくことが重要です。先に紹介した事業でも活用における要件としているメニューもありますが、果樹共済や収入保険等のセーフティネットへの積極的なご加入をお願いいたします。

日本の果実を求める国内や海外の消費者の期待にしっかりと応え、その美味しさに驚いていただけるよう、支援策もご活用いただきながら引き続き果樹の生産基盤強化に向けて皆様方の積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、皆様方のご健勝とご活躍、一層のご発展が図られますことを祈念いたしまして、挨拶の言葉とさせていただきます。

令和4年度果樹支援対策予算概算決定及び令和3年度補正予算の概要について

農林水産省 農産局 果樹・茶グループ（果樹振興班）生産専門官 飛瀬 照美

1. はじめに

果樹関係施策の推進につきましては、日頃より関係者の皆様の御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本稿では、昨年末に閣議決定された令和4年度予算概算決定及び令和3年度補正予算のうち果樹産地強化のために利用可能な国費支援対策について紹介します。

2. 令和4年度予算概算決定

令和4年度の果樹支援対策として、果樹農業生産力増強総合対策に令和3年度予算額と同額の51億円を措置する閣議決定が行われました。以下、その概要を説明します。

果樹農業生産力増強総合対策

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等について引き続き支援することに加え、定額補助の対象の拡充を図ります。また、加工原料向けの有機果樹栽培の導入に向けた取組を新たに支援します。

さらに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を引き続き総合的に支援します。

(1) 果樹経営支援等対策

① 果樹経営支援対策(整備事業)(拡充)

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、放任園地発生防止対策等を引き続き支援(定額または補助率1/2以内)することに加え、定額補助の対象となる省力樹形に「V字ジョイント栽培」を追加します。また、事業を利用した改植・新植に伴い発生する未収益期間の幼木の管理費用を定額支援します。

更に、果樹園の小規模園地整備、多目的防災網を含む防風ネット等の設備の導入等の取組に対し支援します。(補助率1/2以内)

② 果樹経営支援対策(推進事業)

産地における課題解決・将来目標の実現に向け、農地中間管理機構との連携による省力・低コスト技術を活用した生産技術体系の構築の実証や、近年の需要の変化に対応するための取組等を引き続き支援します。(定額または補助率1/2以内)

(2) 苗木・花粉の安定確保対策

果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るための生産体制の構築に向けた検討会の開催や優良苗木の生

産体制の構築、国産花粉専用園地の育成等及び省力樹形の導入推進のための省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に必要なほ場借料、栽培管理経費、苗木代を除く資材費等を引き続き支援します。(定額または補助率1/2以内)

(3) 未来型果樹農業等推進条件整備事業

一定規模以上のまとまった面積(2ha以上(公共事業等による大規模な基盤整備を行う場合は、原則として5ha以上))での省力樹形^{*}及び機械作業体系の導入等による、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を総合的に支援します。この際、平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換を支援する新産地育成型と中山間地等の既存産地での生産基盤の整備を支援する既存産地改良型の2種類の支援を用意しています。(定額または補助率1/2以内)

^{*}急傾斜地等で省力樹形の導入が困難な場合は、整列樹形(作業の効率化や機械化への対応のため、慣行樹形の樹を直線的な樹列に植え付け、作業用機械の効率的な運用のための作業道(2~4m前後)を確保したもの)も支援対象。

(4) 果実流通加工対策(拡充)

慢性的な供給不足となっている加工・業務用の国産果実について、産地が主体となって行う省力化栽培技術等の実証や果実加工品の試作、消費者ニーズに対応した高品質果汁等果実加工品生産のための高機能搾汁機等の導入、加工・業務用果実の安定的な生産・流通体制構築のための契約取引等の実証、加工原料用向けの有機果樹栽培の転換に必要な有機質肥料や、有機JAS規格で使用可能な農薬等の資材導入等を支援します。(定額、補助率1/2以内または補助率1/3以内)

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

産地基幹施設等支援タイプでは、産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や加工施設等の産地の基幹施設の整備等や産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します(補助率1/2以内)。

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

果樹経営支援等対策事業

【令和4年度予算概算決定額 5,102（5,102）百万円の内数】

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

果樹経営支援対策事業（整備事業）

1. 改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。
特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進。

（※補助対象となる樹栽密度を別途設定）

（1）改植（新植）支援単価	りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培（慣行比1.7倍以上の単位収量）
① 慣行樹形等	
みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内
② 省力樹形	
超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	73(71)万円/10a
高密度低樹高（新わい化）栽培（りんご）	53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	33(32)万円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	73(71)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内

（2）面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2. 小規模園地整備等 生産性の高い園地づくりに向けた取組を支援。

- （1）補助対象となる取組 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備等
- （2）補助率 1/2以内
- （3）面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

（省力樹形の例）



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培（慣行比1.7倍以上の単位収量）

3. 設備の導入支援

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モノール等の設置を支援。

- （1）補助率 1/2以内
- （2）面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上



防風ネットの設置

4. 放任園地の発生防止対策

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

- （1）支援単価 みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a（その他の果樹は補助率1/2以内）
- （2）面積要件 地続きで概ね2a以上

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農業代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a
（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

省力樹形や優良品種の導入等支援

【令和4年度予算概算決定額 5,102（5,102）百万円の内数】

<対策のポイント>

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工・業務用の国産果実の安定供給等の取組を支援します。また、加工原料向けの有機果樹の導入を新たに支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

<改植（括弧内は新植）の支援単価の例>

品目	慣行栽培	省力樹形栽培	未収益期間対策（幼木管理経費）
かんきつ	23（21）万円/10a	111（108）万円/10a（根域制限栽培）	22万円/10a（5.5万円/10a×4年分）
りんご	17（15）万円/10a	53（52）万円/10a（高密度低樹高栽培） 73（71）万円/10a（超高密植栽培）	
なし	17（15）万円/10a	33（32）万円/10a（ジョイント栽培）	（品目共通）

2. 苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策

- 果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を支援します。
- 伐採や植林等の放任園地発生防止の取組を幅広く支援します。

3. 果実流通加工対策

加工・業務用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入等を支援するとともに、新たに有機果樹の導入等の取組を支援します。

4. 未来型果樹農業等推進条件整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
- 密植することで、高収量化が可能。
- 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
- 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

<省力樹形の例>



密植・受光体勢の最適化で慣行比2倍以上の単位収量
密植・受光体勢の最適化で慣行比1.7倍以上の単位収量
従来の棚栽培と比較して剪定作業時間40%短縮

○ 苗木の安定確保・生産推進

【省力樹形用苗木生産のモデル的な取組】

苗木生産コンソーシアムによる省力樹形用の苗木（フェザー苗やジョイント栽培用の大苗）の育成に要する掛かり増し経費を支援。



○ 花粉の安定確保

国産花粉の安定確保のため、花粉専用樹の新植等の取組を支援。

○ 放任園地の発生防止

放任園地の発生防止のため、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

○ 有機果樹の導入支援

加工専用園地における有機果樹の導入に必要な施肥、防除等の掛かり増し経費を新たに支援。

【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）
（3の事業について） 農産局園芸作物課（03-3501-4096）

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

未来型果樹農業等推進条件整備

【令和4年度予算概算決定額 5,102（5,102）百万円の内数】

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じ、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。
（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。
水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
② 省力技術研修：3万円/10a } 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

最大40.5万円/10aを支援。(※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除)

- a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
b. 高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
② 代替農地での営農：28万円/10a
③ 省力技術研修：3万円/10a } 最大51万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】生産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

3. 令和3年度補正予算

産地生産基盤パワーアップ事業

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

特に果樹振興に利用可能な支援策については以下の通りです。

(1) 新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)(新規)

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援する「産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策」のメニューとして、需要の変化に対応した優良品目・品種、新樹形の導入や技術導入の実証等の、競争力を強化し産地を先導する取組に対する支援を設定しました。(補助率1/2以内)

①園芸作物等の先導的取組支援

各産地で定める優良品目・品種、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を支援します。

※改植・新植と一体的に行う果樹棚等設置も対象となる他は、支援対象や上下限等の要件は原則、果樹経営支援対策事業と同様となる予定です。

※本事業では定額支援となる未収益期間支援は対象外となるため、果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹未収益期間支援事業により支援予定です。

②小規模園地整備、設備の導入支援

防霜ファンや多目的防災網を含む防風ネット等の災害対応設備、モノレール等の設備、園内道の整備や傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水設備、排水路等の果実の安定生産に資するほ場条件の整備を支援します。

※受益面積が地続きで概ね10a以上(土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上)

③入手困難資材の代替資材の大規模実証

新型コロナウイルス感染症のまん延により、入手が困難となった、かんきつマルドリ栽培に用いる被覆資材の代替資材の大規模実証を支援します。

※支援対象者当たりの実証面積が概ね2ha以上

(2) 収益性向上対策

産地パワーアップ計画を定め収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導

入、生産資材の導入、集出荷施設等の整備及び施設園芸産地における油依存の経営から脱却して省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を総合的に支援します。(補助率1/2以内)

(3) 生産基盤強化対策

果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための後継者不在の果樹園等を新規就農者等に引き継ぐ際に必要となる再整備・改修、継承ニーズ把握、マッチング等の取組を支援します。(補助率1/2以内)

4. 注意事項

令和4年度予算は、国会での審議を経て成立するものとなっており、また、事業の詳細については、実施要綱・要領等の策定の過程で変更される場合があります。このことについては、引き続き各種機会を捉えて情報提供してまいります。

今後の事業活用に役立てていただければ幸いです。

産地生産基盤パワーアップ事業(果樹関係)

【令和3年度補正予算額 31,000百万円の内数】

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入等に対して総合的に支援する。
- 需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。

【収益性向上対策・生産基盤強化対策】

(補助率：1/2以内)

1 収益性向上対策(品目共通)

(1) 補助対象となる取組

- ・収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、生産資材の導入、集出荷施設の整備等
- ・施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等

(2) 優先枠

基金事業：スマート農業推進枠(20億円)、施設園芸エネルギー転換枠(10億円)、持続的畑作確立枠(6億円)
整備事業：中山間地域の体制整備(40億円)、農産物輸出に向けた体制整備(10億円)



選果施設の整備



農業機械のリース導入・取得



雨よけ施設の資材



ヒートポンプのリース導入・取得

2 生産基盤強化対策(品目共通)

補助対象となる取組

- ・果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等の生産基盤の強化・継承等

【新市場獲得対策】(補助率：1/2以内)

1 園芸作物等の先導的取組支援(果樹)

(1) 補助対象となる取組

各産地で定める優良品目・品種、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入
※改植と一体的に行う果樹棚等設置も対象

(2) 面積要件

改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2 小規模園地整備、設備の導入支援

(1) 補助対象となる取組

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備、防風ネット(多目的防災網も対象)、防霜ファン、モノレール等の設置等

(2) 面積要件

受益面積が地続きで概ね10a以上
(土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上)

3 入手困難資材の代替資材の大規模実証

(1) 補助対象となる取組

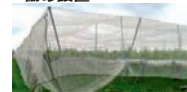
新型コロナウイルス感染症のまん延により、入手が困難となった、かんきつマルドリ栽培の被覆資材の代替資材の大規模実証

(2) 面積要件

取組主体当たりの実証面積が概ね2ha以上



改植と一体的な果樹棚の設置



多目的防災網



防霜ファン



モノレール



高透湿・防水資材を利用したマルドリ栽培

中央果実協会からのお知らせ

果実の出荷規格等に関する調査報告書 —情報部—

我が国の果樹農業において労働力の確保や作業の省力化が大きな課題となる中、労働時間のうち収穫・調製及び包装・出荷が依然として大きな割合を占めています。一方、近年一部の産地では集出荷規格の簡素化等の動きが見られます。

そこで、労働力不足への対応等に向けた検討に資するため、産地における出荷規格の現状と課題及びパレット化や鮮度保持対策等の流通面も含めた最近の動向について事例的に把握する調査を行い、取りまとめました。

調査の枠組み

1 調査対象機関、対象者

- (1) 集出荷機関については、過去10年以内に「生産者の自家選果規格の簡素化」など、出荷に関する生産者の負担軽減に取り組んだ農協の集出荷機関を対象としました。
- (2) 生産者は、下記(1)の集出荷機関の管内の生産者としました。

2 調査対象果樹、対象県、調査客体数

(1) 調査対象果樹及び調査対象県

- a りんご 青森県及び長野県
- b うんしゅうみかん 静岡県及び和歌山県
- c 日本なし 栃木県

(2) 調査の規模

各県とも農協の集出荷機関1か所と、各集出荷機関の集荷範囲から無作為抽出した生産者50経営体に調査票を郵送して回答を依頼しました。集出荷機関からはすべて回答があり、生産者の回答の回収率は集出荷機関により異なるものの概ね4割～6割でした。

調査結果の概要

1 集出荷機関調査

調査対象となった5つの集出荷機関の全てで生産者に自家選果を求めており、その理由としては、4機関が「集荷区分に応じた果実集荷」、3機関が「集荷後の選別時間の短縮」、「不良果の混入防止の徹底」と回答しました。

過去10年間の自家選果規格の見直しについては、3つの集出荷機関が「規格を簡素化した」と回答しました。このうち1つの集出荷機関は、生産者の自家選果の負担軽減を図るため、通常の自家選果よりも負担の少ない集荷体制(らくらくコース(一級品と並品の区分のない集荷))を設け、また集荷規格を簡素化していると回答しました。

別の集出荷機関では、小玉果が多発した際に生産者の所得確保等のため「規格を細分化した」と回答しましたが、恒常的な細分化は行っていませんでした。また、選果場の更新に合わせて内部センサを更新し自家選果の際の蜜果除去の簡素化に取り組んでいました。

過去10年間の出荷規格の見直しについては、うんしゅうみかんの集出荷機関では行っていないと回答したのに対し、りんごと日本なしの集出荷機関では「ブランド化」「出荷先の要請への対応」、「生産者の負担軽減」、「災害果・小玉果の受入」、「無選別出荷の試行」のために何らかの規格の追加を行っていました。

一方、今後の出荷規格の見直しについては、2つの集出荷機関が等級を簡素化する内容で見直す意向がある、1つの集出荷機関が見直す意向はありと回答したのに対し、2つの集出荷機関は出荷規格を見直す意向はないと回答し、理由として「取引先の意向に沿わない」、「販売面で不利になる」、「必要性を感じない」と回答しました。

集出荷の課題としては、すべての集出荷機関が「出荷先からの要望への対応」と回答し、4機関が「労働力の確保」、「経費の抑制」、「選果施設の更新」と回答しました。

こうした課題への主な対応としては、3機関が「賃金の引上げ」、「労働環境の改善」と回答し、2機関が「安全対策の実施」、「出荷規格の見直し」と回答しました。

付加価値向上や経費抑制の取り組みについては、りんごの集出荷機関では「予冷」、「鮮度保持資材の利用」、うんしゅうみかんの集出荷機関では「パレット輸送」、日本なしの集出荷機関では「パレット輸送」、「鮮度保持資材の利用」と回答しました。

また、出荷コストを抑える取り組みとしての共同輸送については、りんごの集出荷機関の1つでは「既に導入」、りんご、うんしゅうみかん、日本なしのそれぞれ1つの集出荷機関では「検討の余地がある」と回答しました。

2 生産者調査

農協が運営する共同選果場への出荷割合は、全ての果樹で「5～9割」又は「10割」と回答した生産者が過半を占めていますが、りんご(青森県)では「5～9割」と「10割」で全てなのに対し、うんしゅうみかん(静岡県)では「0割」という回答が4割近くを占めました。

また、自家選果の実施状況は、全ての果樹で8割以上の生産者が「実施している」と回答しており、りんご(青森県)、うんしゅうみかん(静岡県、和歌山県)では全ての生産者が「実施している」と回答しました。

生産者が行っている自家選果の内容は、全ての果樹で「傷果等の除去」の割合が高く、次いで「果実の大きさ」と「着色等果皮の状態による選別」が同程度の回答でした。

共同選果場に持ち込む容器については、全ての果樹でほとんどの生産者が「指定されている」と回答しており、容器の種類は全ての果樹で「繰り返し利用する容器」と回答しています。

共同選果場に持ち込む一容器当たりの容量は、りんごとうんしゅうみかんでは「20kg」または「15～20kg」、日本なしでは「5～10kg」が最も高い割合となっていました。

一容器当たりの選別時間は、りんごでは「5～10分」、うんしゅうみかんと日本なしでは「5分未満」が最も高い割合の回答となっていました。

一容器当たり選別時間は、りんご(長野県)では「減った」、その他では「変わらない」が最も高い割合の回答となっていました。また、全ての果樹で「減った」と回答した生産者が「増えた」と回答した生産者を上回りました。

消費者への直接販売については、りんご(長野県)、日本なしでは「消費者へ直接販売を行っている」が8割前後の回答となっていますが、他の産地では1割未満の回答となっていました。

消費者へ直接販売を行っているとの回答が多くあったりんご(長野県)と日本なしで、直接販売をしている果実の選果状況をみると、消費者に直接販売している果実の品質が平均的な果実の品質と「同じ」との回答が多かったりんご(長野県)では共同選果場に出荷する果実と比べて「同じ選果」、「簡単な選果」との回答が多く、「上位の果実」の割合が高かった日本なしでは「同じ選果」、「厳しい選果」との回答が多くなっています。

選別・出荷作業の課題については、「ある」と回答した生産者がうんしゅうみかんでは約5割、りんごと日本なしでは3割～4割となっていました。選別・出荷作業で困っている内容は、「人手不足」、「短時間での作業となり負担が大きい」をあげる生産者の割合が高くなっていました。

(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381
FAX：03-5570-1852

編集・発行人
今井 良伸
印刷・製本
(有) 曙光印刷



毎日くだもの200グラム運動

当協会のWebサイト
www.japanfruit.jp

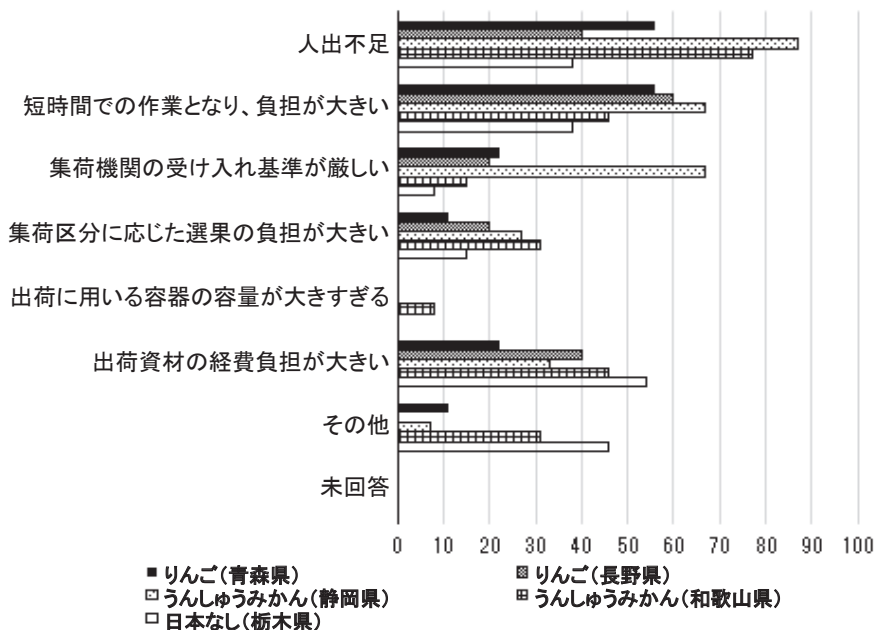
お知らせ

メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

登録方法は上記当協会のWebサイトをご覧ください。

選別・出荷作業で困っている内容(生産者複数回答)



うんしゅうみかんでは「人手不足」をあげる生産者の割合が他の果樹に比べて高くなっていました。また、うんしゅうみかん(静岡県)では「集荷機関の受入基準が厳しい」をあげる生産者の割合が他の果樹に比べて高くなっていました。

課題を解消するために必要な対応については、りんご(長野県)、うんしゅうみかん(和歌山県)では「自家選果していない果実の受け入れ」、うんしゅうみかん(静岡県)、日本なし(栃木県)では「労働者の斡旋」と回答した生産者の割合が最も高くなっていました。

まとめ

報告書の概要は上記のとおりです。集出荷機関からの出荷規格については、選果施設の機能の高度化により簡素化の必要性に変化が見られる可能性があります。生産者が行なう自家選果については、引き続き集荷規格の簡素化や無選別集荷など、生産者の負担軽減の観点からの取り組みが求められています。

業務日誌、人事異動

- 3. 12. 9 全国果実生産出荷安定協議会第3回かんきつ部会(リモート開催)
- 4. 1. 12~13 食育セミナー(於 宮城・仙台白百合女子大学)
- 4. 1. 26 令和3年度道県果実基金協会業務運営協議会(於 NS虎ノ門ビル)
- 4. 1. 27 醸造用ぶどう苗木の供給に関する調査検討委員会(第2回)(リモート開催)

農林水産省農産局果樹・茶グループ

新	日付	名前	旧
農産局地域作物課生産専門官	4. 1. 1	末口 忠義	農産局農産政策部技術普及課付
農産局地域作物課地域対策官兼農産局園芸作物課付	4. 1. 16	仙波 徹	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室長
大臣官房統計部生産流通消費統計課長	4. 1. 16	橋本 陽子	農産局地域作物課地域対策官兼農産局園芸作物課付

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		3. 12. 31	岡本 行生	和歌山県協会事務局長
就任	和歌山県協会事務局長	4. 1. 1	宮脇 規	